

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏名 株式会社 北海道エコシス

代表取締役 鍛冶 彰 男 様

令和6年6月28日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥・事業系一般廃棄物・家庭系一般廃棄物（引っ越しごみ・遺品ごみ等）
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許可期間		令和6年7月16日 令和8年7月15日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		上士幌町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西18条北3丁目13番地 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター 上士幌町字上士幌西1線214番地 北十勝2町清掃工場
	その他	1. 営業を廃止したときは、直ちにこの許可を返還すること。 2. この許可証は、他人に譲渡、貸与してはならない。 3. この許可に係る営業を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。

令和6年7月16日

上士幌町長 竹 中

